会長 担当理事 会計

埼医業Ⅰ第６７６号
令和２年６月１１日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金井忠男
（担当常任理事　丸木雄一）

新型コロナウイルス感染症に関するＰＣＲ検査の考え方の改訂について

このことについて、令和２年５月２１日付、埼医業Ⅰ第４６０号で通知していますが、今般、別添（写）のとおり、埼玉県保健医療部長から通知がありました。

内容は、国の濃厚接触者に対する検査の考え方が変更されたことにともない、埼玉県では、無症状の濃厚接触者を含め、保健所における行政検査として実施することとしたものです。

つきましては、貴会管下会員にご周知いただきますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼玉県八潮医師会 収受 2.6.15 第401号

写

保政第３５９－２号
令和２年６月８日

一般社団法人　埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等の考え方の改訂について

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査に関しては、令和２年３月６日以降PCR検査が保険適用になり、その運用の考え方について令和２年３月２３日保政第１７５５－２号でお示しし、令和２年５月１４日保政第２２６－２号で改訂したところです。

このたび、「『新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領』の改訂について」（令和２年５月２９日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、濃厚接触者に対する検査の考え方が変更されたことをふまえ、濃厚接触者については保健所における行政検査で実施することで整理させていただきました。診療時の検体採取の目安として御活用ください。

つきましては、貴会会員の方へ周知を図っていただきますようよろしくお願いします。

担　当：感染症・新型インフルエンザ対策担当
電　話：０４８－８３０－３５５７
ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０８

別紙

令和２年６月１日改訂

<table>
<tr><th>臨床状況</th><th>備考</th><th>対応の指針</th></tr>
<tr><td colspan="2">特に医師が検査を必要と認める場合（下記に該当する場合を除く）</td><td rowspan="2">原則、医師会 PCR センター、民間検査機関等によるＰＣＲ等(※)の検査</td></tr>
<tr><td>COVID19 特有の症状がある場合</td><td>微熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く、倦怠感、空咳、呼吸困難、高熱、味覚・嗅覚障害などの症状があり、CT 等画像診断は未実施もしくは実施しているが有意な所見がない者</td></tr>
<tr><td>ウイルス性肺炎が強く疑われる者</td><td>CT や X 線検査で画像上、肺炎所見があり、細菌・インフルエンザなどによる肺炎が診断上、否定的な場合</td><td rowspan="10">原則、保健所における行政検査による<u>ＰＣＲ等(※)</u>の検査</td></tr>
<tr><td rowspan="8">コロナウイルスへの感染が疑われる症状があり、除外診断として検査を緊急的に必要としている者</td><td>透析を受けている者</td></tr>
<tr><td>妊婦</td></tr>
<tr><td>クラスター発生の可能性がある場合（介護老人福祉施設など）</td></tr>
<tr><td>医療従事者</td></tr>
<tr><td>免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者</td></tr>
<tr><td>糖尿病･心不全･呼吸器疾患の基礎疾患がある者</td></tr>
<tr><td>高齢者</td></tr>
<tr><td>回復者（軽快し退院している者）</td></tr>
<tr><td colspan="2">濃厚接触者</td></tr>
<tr><td colspan="2">感染不安があり検査を希望する場合</td><td>原則、検査の対象外</td></tr>
</table>

※　<u>国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づく方法（以下「感染研法」という）、および感染研法との一定の一致率を示した遺伝子検査方法</u>